

2006

6月号



447

広報

かわち



KOHO
KAWACHI



＜主な内容＞

平成18年度区長会議開催…P2～3

総合計画を策定します……P4

アスベスト相談窓口のお知らせ…P6～7

年金医療福祉からのお知らせ…P8～9

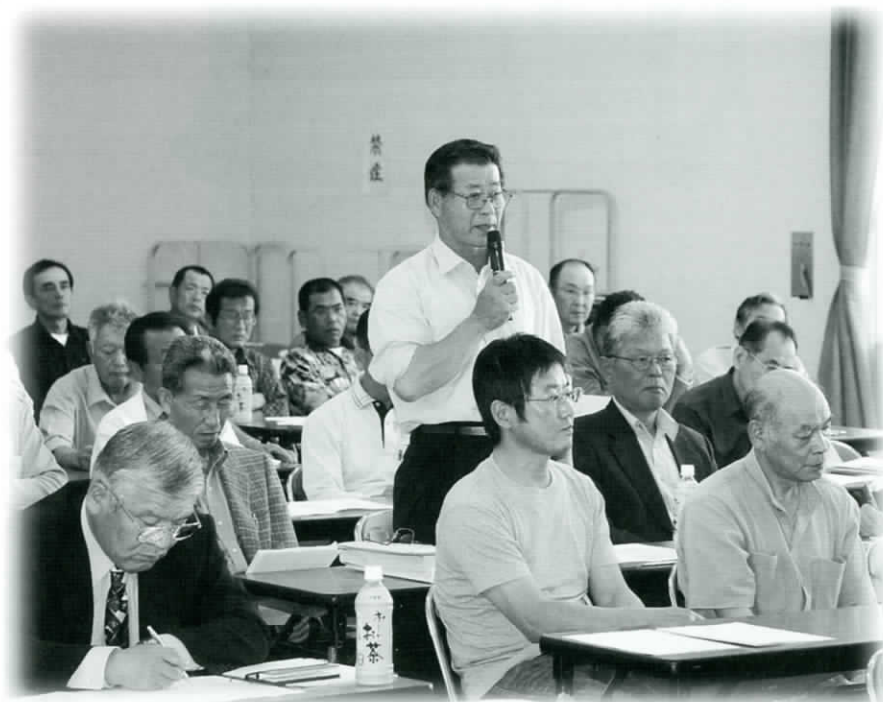
記録に向かってジャンプ!

（写真：町小学校陸上記録会より）

平成18年度

区長会議開催

地域と行政を結ぶパイプ役



各地区の区長さんから多くの要望や意見がありました

地域と行政を結ぶパイプ役として町からのお知らせの伝達や、地域住民の代表として要望や意見を町に提示したりと、住みよい町づくりのため活躍される各地区の区長さんが決まり、5月21日（日）に平成18年度区長会議及び区長会総会が中央公民館大会議室で開催されました。

区長会議では、役場からの連絡事項に続き区長さんから各地区の要望等があげられました。区長会議終了後には区長会総会が行われ、平成18年度の事業計画、予算を含むすべての議案が承認されました。

地域と行政を結ぶパイプ役として区長の皆さん1年間よろしくお願いします。

区長さんからの要望等について

- ◆都市整備課のインターホンについて、対面できない状態では用件を話しにくいので改善してほしい。
- ◆航空騒音公害対策について、対象となる区域を明確にしていきたい。また、対策内容と空港の補償についても教えていただきたい。
- ◆空港が開港して以来、大分時間が経つので、もう少し力を入れて早急に改善を図っていただきたい。
- ◆また、騒音問題ばかりでなく、粗悪な航空燃料の使用による農地汚染も考えられるので、強く要望をしていたきたい。
- ◆以前からペットの糞害に悩んでいる。町の条例等もあると思うので、飼主に対する注意喚起を行い、「住んでいる町から住みたい町へ」とおりきちんとやっていただきたい。清潔な圃場で、安心できる安全な米を生産したいので、よろしく願います。
- ◆下水道整備が進んでいるが、地区集会場の改修にかかる費用負担について、町として補助できるのか。また先に問い合わせたところ、分担金だけは町負担ということであったが、改修にかかる費用は地区負担になるのか。
- ◆防災無線について、時刻を考えて放送していただきたい。また、火災放送について、番地だけでなく地区名も放送していただきたい。

※各区長さん方からの意見・要望等については詳細を確認のうえ適切に対応します。

平成 18 年 度

区長さんを紹介します

◆源清田地区◆																												◆生板地区◆																											
保村下	保村上	中根	広田	新橋	古通	堤	藤蔵2	藤蔵1	竜町歩	生鍋	大鍋中	大鍋堤	角崎町歩	小林町歩	小堀巻	三ツ家割	四ツ家	外丸田	北丸田	南丸田	砂井場	早井2	早井1	内野	浄河	北河	万原	堤向	幸谷	中道	関場2	関場1	西宿	生板地区																					
岡野	秋山	石山	若山	石山	秋山	足立	大野	奥田	石崎	田口	齊藤	荒井	長寫	杉田	山田	山田	茨城	石山裕一	植竹敏光	大藤精一	鈴木卓高	古手信彦	長峰和夫	金田誠次	仲山貴代司	椎名勝雄	寺本勝和	海老原重忠	海老原明	秋山歳雄	津根政義	秋山清江	海老原佳美	大野																					
正雄	俊幸	富重	友治	達志	好夫	伍夫	芳豊	岩雄	文子	尚夫	正伸	雪貢	隆子	二強	一敏	裕光	植藤	大藤	鈴木	古手	長峰	金田	仲山	椎名	寺本	海老原	海老原	秋山	津根	秋山	海老原	大野																							
◆金江津地区◆																												◆長竿地区◆																											
十三間戸	平川	下江津	中金津	中江津	上江津	下江津	しらぎ台	和銅谷	片巻	排水機	流川	田川	江津2	庄川1	庄川	十里	下歩	大境	荒地	中郷	愛宕町	下組	中組	上組	竿地区	手栗下	手栗上	古河林下	古河林上	羽子騎下	羽子騎上	猿島	宮島	平三郎	布鎌下	布鎌上	高下	遠下																	
石田	福田	青野	桜井	浅野	川俣	松崎	篠田	高橋	山田	大橋	岡野	大木	山本	本橋	上原	吉田	雜賀	秋山	岡野	小更	大古	大塚	織原	白石	杉山	木村	小林	細井	上山	近藤	成毛	織原	後藤	鈴木	清文																				
悦夫	久男	正夫	利正	具也	具稔	定雄	利彰	義夫	光男	正浩	孝司	邦夫	幸子	岩馨	文生	康史	武雄	正巳	正且	武平	和行	榮勉	一男	共一	武夫	三布	直樹	清文																											

地域と行政を結ぶパイプ役として区長のみなさん1年間よろしくお願いします。

ご来庁の皆様へ

河内町役場では、省エネ対策の一環として、下記のとおり取り組んでおりますので、ご来庁の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1. 空調機使用時の室内温度の適正化等、電力消費について適正な管理を行うこと
・冷房時の室内温度の適正化（室温28℃を目途）や、昼休み等における消灯等に努めること。
2. 電力消費機器の利用におけるエネルギー使用の効率化を図ること
・家電機器、OA機器等の電力消費機器の利用に当たっては、必要に応じた容量の選択、機器の特性に応じた合理的な使用を心がけるとともに、不要不急時はこまめに電源を切ること。
3. 夏季（6月から9月）の服装は公務員らしい服装を心がけ、業務に支障のない範囲でネクタイを不要とすること

平成18年6月1日

総務課

◆問合せ先◆ 総務課 庶務係 ☎ 84-2111（内線121）

これからの河内町のために

第四次総合計画を策定します

本町は、これまで三次にわたり総合計画を策定し、それぞれの社会背景の変化に対応しながら、よりよいまちづくりを目指して、さまざまな施策をすすめてまいりました。

現在、平成8年度に策定した計画を一層住みやすい河内町にしていくため、新しく「第四次河内町総合計画」の策定作業を進めております。



この計画は、平成19年度から平成28年度を計画期間として、あらたなまちづくりの目標を明確にし、その実現に向けて取り組んでいく方針を定めるものです。住民の皆様や各種団体の貴重なご意見を尊重しまして、本年度内に策定を完了する予定です。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

河内町長 野高 貴雄

総合計画は、市町村が必ず作るように定められているもので、最上位の計画に位置付けられています。前回平成9年3月に平成18年度を目標年度とした第三次総合計画を定めてから9年が経過し、この間に河内町を取り巻く環境は大きく変化しました。こうした時代だからこそ、将来をきつちりと見据えた次期計画を策定しなければなりません。職員で構成するワーキングチーム及び策定委員会、議会議員・学識経験者などで構成する総合計画審議会によりまして、昨年12月皆様にご協力を頂きましたアンケートの結果を尊重した新たな第四次総合計画を策定します。

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年

基本構想 計画期間10年

前期基本計画
計画期間5年

後期基本計画

実施計画
計画期間3年

ローリング方式

5年で改訂

毎年見直す
3カ年計画

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。

- ・基本構想は、町の10年間の計画目標（将来のまちづくりの基本的な方向）を示すものです。
- ・基本計画は、その10年間を5カ年ごとに前期・後期に分けてそれぞれの期間に何をすべきか具体的な内容を示すものです。
- ・実施計画は、基本計画の内容をより具体的に示したもので、3カ年の短期計画になります。実施計画では、向こう3カ年の事業内容等を明らかにするもので毎年の予算編成の指針となるものです。また、ローリング方式をとり毎年見直しをしていきます。





環境にやさしいまちづくりをめざします

「くりーんプラザ・龍」

～龍ヶ崎地方塵芥処理組合～

平成17年度の可燃ごみの処理状況と排ガス測定結果をお知らせします。

町のごみ処理状況 (単位: t)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
燃えるごみ(プラスチックごみ含)	1,899	1,975	2,228
燃えないごみ	228	205	193
粗大ごみ	49	41	44
合 計	2,176	2,221	2,465
人口(10月1日現在)	11,602人	11,488人	11,371人
1人当たり	187kg	193kg	217kg

町の資源物回収状況 (単位: t)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
紙類	353	361	342
布類	9	8	7
空き缶、鉄類	57	54	54
ビン類	99	100	104
ペットボトル	8	16	17
合 計	526	539	524

平成17年度のごみ処理状況は、燃えるごみ2,228トン、燃えないごみ193トン、粗大ごみ44トンとなり、資源物回収状況は、紙類342トン、布類7トン、空き缶・鉄類54トン、ビン類104トン、ペットボトル17トンです。

燃えるごみ処理量を平成16年度と比較すると253トン増加、燃えないごみ処理量は、12トンの減少となっております。今後も、町の生ごみ自家処理のための補助制度や資源物回収を利用するなど、みなでごみ減量化・再生利用促進しましょう。

◆問合せ先◆都市整備課
84-2921

河内町のごみ処理状況について

可燃ごみ処理状況

項 目	単 位	平成16年度	平成17年度
可燃物焼却量	t/年	33,559	34,180
焼却灰・飛灰の熔融処理量	t/年	2,627	2,735
最終処分場埋立容量	m ³	118,400	118,400
埋立量(スラグ・ダスト固化物・不燃残渣・覆土)	m ³	3,742	3,741
埋立累計量	m ³	21,376	25,076
埋立残余容量	m ³	97,024	93,324

排ガス測定結果

項 目	単 位	国の排出基準	平成16年度	平成17年度
ばいじん量	g/m ³ N	<0.15	<0.01	<0.01
硫酸酸化物	ppm	<3,040	13.5	13.0
塩化水素	mg/m ³ N	<700	<70	<70
窒素酸化物	ppm	<250	49.5	47.0
一酸化炭素	ppm	<100	7.00	9.67
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	<1	0.026	0.017

平成17年度の可燃ごみ焼却量は、34,180トンで平成16年度33,559トンと比較して621トン増加しております。

また、最終処分場への埋立処分量は、平成17年度3,741立方メートルで平成16年度3,742立方メートルと比較し1立方メートル減少しております。

開かれた施設として運転管理を行っています。

可燃ごみの処理状況について

排ガス測定結果について

資料：龍ヶ崎地方塵芥処理組合
84-1777

アスベストに関する相談窓口をお知らせいたします

茨城県では、アスベストによる健康への影響やアスベストに関する疑問などについて、国などと連携して相談や問合せに応じております。

相談内容に応じてそれぞれの窓口にお問合せください。

I 健康に関する相談

○保健所 健康上の不安や医療に関する相談・問合せ

竜ヶ崎保健所 龍ヶ崎市 2-9-83-1 ☎0297-62-2172

○独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院 石綿のばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関する相談

千葉労災病院 千葉県市原市辰巳台東2-16 ☎0436-74-1111

東京労災病院 東京都大田区大森南4-13-21 ☎03-3742-7301

(両院には、アスベスト疾患センターが設置されています)

○その他

産業保健関係者、石綿による被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関する相談

茨城産業保健推進センター 水戸市南町1-3-35 水戸南町第一生命ビル4F ☎029-300-1221

※同センターでは、毎月第1・3水曜日に石綿にかかる健康相談会を実施しています(事前予約が必要です)

II 労災に関する相談(石綿に関する健康手帳、健康診断、労災補償等)

石綿に関する健康手帳、健康診断、労災補償等についての相談・問合せ

茨城労働基準局 水戸市北見町1-11 ☎029-224-6211

竜ヶ崎労働基準監督署 龍ヶ崎市川原代町4-6-336-1 ☎0297-62-3331

III 作業者のばく露防止対策(事業者向け)に関する相談

主に事業者からの作業時のばく露防止についての相談・問合せ

建設業労働災害防止協会茨城県支部 水戸市大町3-1-22 ☎029-300-4638

IV 大気汚染に関する相談

大気中のアスベスト濃度などの疑問などの問合せ

茨城県庁生活環境部環境保全課 水戸市笠原町9-7-8-6 ☎029-301-2961

県南地方総合事務所環境保全課 土浦市真鍋5-17-26 ☎029-822-8511(代)

V 建物・建材に関する相談

建築物や建材などに関する相談・問合せ

茨城県庁土木部建築指導課 水戸市笠原町9-7-8-6 ☎029-301-4727

” 検査指導課建設リサイクル推進室 ☎029-301-4386

” 住宅課 ☎029-301-4759

県南地方総合事務所建築指導課 土浦市真鍋5-17-26 ☎029-822-8511(代)

(社)日本作業環境測定協会 <http://www.jawe.or.jp/>

VI 解体工事に関する相談

解体工事等の際のアスベストの飛散防止や、作業時の労働環境、分別解体などに関する相談・問合せ

1. アスベストの飛散防止に関すること
茨城県庁生活環境部環境対策課 水戸市笠原町 9 7 8 - 6 ☎029-301-2961
県南地方総合事務所環境保全課 土浦市真鍋 5 - 17 - 26 ☎029-822-8511(代)
2. 解体等の作業に関すること
茨城労働局 水戸市北見町 1 - 11 ☎029-224-6211
竜ヶ崎労働基準監督署 龍ヶ崎市川原代町 4 - 6 3 3 6 - 1 ☎0297-62-3331
3. 分別解体等に関すること
茨城県庁土木部検査指導課建設リサイクル推進室
水戸市笠原町 9 7 8 - 6 ☎029-301-4386
県南地方総合事務所建築指導課 土浦市真鍋 5 - 17 - 26 ☎029-822-8511(代)
4. アスベストの処理に関すること
社日本石綿協会 ☎03-5765-2381 <http://www.jaasc.co.jp/>
財日本建築センター ☎03-3434-7161 <http://www.bcj.or.jp/>

VII 廃棄物に関する相談

アスベストの除去や建物の解体等で発生するアスベストの廃棄物等の相談・問合せ

- 茨城県庁生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町 9 7 8 - 6 ☎029-301-3027
県南地方総合事務所環境保全課 土浦市真鍋 5 - 17 - 26 ☎029-822-8511(代)

VIII 中小企業向けの融資に関する相談

中小企業を対象としたアスベストの除去等に係る融資に関する相談・問合せ

- 茨城県庁商工労働部産業政策課 水戸市笠原町 9 7 8 - 6 ☎029-301-3530
県南地方総合事務所商工労政課 土浦市真鍋 5 - 17 - 26 ☎029-822-8511(代)

IX 家庭用品などに関する相談

家庭用品におけるアスベストの相談・問合せ

- 社日本照明器具工業会 東京都台東区上野 3 - 2 - 1 ☎03-3833-5747
社日本電機工業会 東京都千代田区一番町 17 - 4 ☎03-3556-5887
財家電製品協会（消費者相談室）東京都港区愛宕町 1 - 1 - 11 ☎03-3431-6080
経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

※経済産業省ホームページでは、石綿（アスベスト）を含有する家庭用品の実態把握調査結果及び該当製品の問合せ先を公表しています。

X その他の相談

その他、消費生活相談や労働問題等に関する相談・問合せ

○茨城県におけるその他の相談窓口等

・アスベストに関する消費生活相談

茨城県消費生活相談センター 水戸市柵町 1 - 3 - 1 ☎029-225-6445

○業界団体

- 社日本石綿協会 ☎03-5765-2381 <http://www.jaasc.co.jp/>
ロックウール工業会 ☎03-5202-1471 <http://www.rwa.gr.jp/>

◆ 問合せ先 ◆ 都市整備課 都市計画係 ☎ 8 4 - 2 9 2 1

～平成18年7月から『国民年金保険料の免除制度』が ご利用しやすく変わります～

国民年金の保険料は13,860円（平成18年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除または一部納付（一部免除）制度があります。

申請免除の種類 平成18年7月より2種類が加わります

- ・全額免除……保険料の全額が免除
- ・一部納付制度（表参照）18年7月から2種類（4分の1と4分の3納付制度）が加わります。

◆一部納付制度の種類

	内 容	月々の保険料額(平成18年度)
4分の1納付制度	保険料の4分の1を納付(残り4分の3が免除)	3,470円
2分の1納付制度	保険料の2分の1を納付(残り2分の1が免除)	6,930円
4分の3納付制度	保険料の4分の3を納付(残り4分の1が免除)	10,400円

このほかに、30歳未満の方を対象にした『若年者納付猶予制度』（所得審査あり）があります。

申請の手続き

住民票のある市町村の国民年金担当窓口で申請してください。18年度の申請手続きは7月3日から受付します。

～手続きに必要なもの～

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書など）
- ・認印（本人が署名する場合は不要）
- ・申請する年度または前年度において、失業したことにより免除の申請を行うときは、雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明の添付が必要です。
- ・平成18年1月以降に転入された方は、前年の所得状況を証明するもの
（例として、市町村の発行する課税証明書または、非課税証明書など）

免除の判定基準

免除の承認には、家族構成により一定の基準が設けられ、免除申請者本人・免除申請者の配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれが基準額以下であることが条件になります。

◆免除対象となる所得の基準のめやす(世帯構成別)

世 帯 構 成	全額免除	一 部 納 付		
		1 / 4 納付	1 / 2 納付	3 / 4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

電話での年金相談は 「ねんきんダイヤル」へ

社会保険庁では、年金に関する電話での相談をお受けする「ねんきんダイヤル」のサービスを行っています。

年金請求などの相談

☎0570-05-1165

年金を受けている方の相談

☎0570-07-1165

申請の結果

社会保険事務所において前年所得などを審査して、承認・却下の通知書が送付されます。

保険料の追納

免除又は猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。国民年金（基礎年金）の納付の3分の1（将来は2分の1）は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効になり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

申請は原則として毎年度必要です。不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。なお、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけてください）された場合は、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査が行われます（失業したことにより免除の申請を行った場合は除く）。

～医療福祉制度(マル福)利用方法が変わります～

医療福祉制度（マル福）は、疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康の保持を図るため、医療費の一部負担を市町村と県で公費負担する制度です。従来、医療福祉制度を利用する場合には、医療機関等で医療福祉費受給者証を提示するとともに、医療福祉費請求書（ピンク色の用紙）を提出する必要がありましたが、今回の改正では、医療福祉費受給者の利便性の向上を図るため、医療福祉費請求書を廃止します。

医療機関等を受診する際は、医療福祉費受給者証を提示するだけで、制度を利用することが可能になります。なお、妊娠婦の方については、従来どおりの手続きが必要になりますのでご注意ください。

◆改正時期

平成18年7月1日から

◆新受給者証交付時期

- ・乳幼児、妊娠婦……6月下旬に郵便にて交付いたします。
- ・母子、父子、障害者…6月の更新の際に交付いたします。



◆問合せ先◆ 町民課 年金医療福祉係 ☎84-2111（内線186）

もう提出は済みましたか？

児童手当現況届

～ 児童手当制度のご案内 ～



現在、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に児童手当の「現況届」を提出しなければなりません。「現況届」は、毎年6月1日時点における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◆ 現況届に必要なもの

- ①児童手当現況届（用紙は6月中旬に受給者へ直接送付します。）
- ②健康保険被保険者証（受給者がサラリーマンである場合）
- ③平成18年度児童手当用所得証明書（平成18年1月2日以降に河内町に転入された場合）
- ④その他、必要に応じて提出する書類があります。

◆ 提出期限：6月末日

※平成18年度児童手当用所得証明書等がすぐに発行されない場合は、「児童手当現況届」を期日までに提出してください。

現在、児童手当を受けていない方も※受給できる場合がありますので、新たに対象となると思われる方は、住民課まで申請手続きを行ってください。

※申請結果は平成18年度住民税の賦課決定後（6月中旬以降）に該当、非該当の両者とも個別通知をしますのでご了承ください。

◆ 支給対象：平成9年4月2日以降に生まれた

児童を扶養している方

◆ 手当月額：第1子・第2子は1人につき

月額5,000円

第3子以降は1人につき

月額10,000円

◆ 支給時期：毎年、2月・6月・10月に振込

◆ 平成18年度児童手当所得制限限度額 （平成17年中の所得）



所得制限限度額

（単位：万円）

扶養親族等の数	自営業者 （国民年金加入者）	サラリーマン （厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1）老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算した額

注2）扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円を加算した額）

◆ 問合せ先 ◆ 町民課 児童手当担当 ☎ 84-2111（内線181）

お医者さんにかかるときは『老人保健医療受給者証』を必ず 窓口で提示しましょう

老人医療保健の対象となる方がお医者さんにかかったときは、その医療費の1割又は2割（一定以上の所得がある方）を負担します。医療機関では、この負担割合を「老人保健医療受給者証」で確認しますので、必ず保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。

★負担割合の変更について★

老人医療受給対象者の自己負担割合（1割又は2割）の判定は、前年の所得額が確定する毎年7月に行います。負担割合に変更のあった方については、町から7月中旬にお知らせしますので、新しい老人医療受給者証交付の手続きをお願いします。

限度額適用・標準負担額減額認定申請について

老人保健や国民健康保険には、医療費（老人保健）・入院時食事代の自己負担限度額が減額になる制度があります。該当するには要件があり、適用を受けるためには申請が必要になります。申請して認められると、その月の初日から適用になり、有効期限は7月31日までとなります。すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方も、7月中に更新手続きが必要です。忘れずに申請してください。

<老人保健医療受給者・国民健康保険高齢受給者(70歳以上の方)の場合>

- ・住民基本台帳の同一世帯全員が住民税非課税であること（低所得Ⅱに該当）
- ・住民基本台帳の同一世帯全員が住民税非課税で、かつ世帯全員の所得が「0円」である世帯に属する、又は老齢福祉年金受給者の老人保健医療受給者であること（低所得Ⅰに該当）

◆手続きに必要なもの◆

老人保健医療受給者証・健康保険証・印鑑

※他市区町村から転入されてきた方は「所得証明書（または住民税非課税証明書）」

認定されるとこのような減額が受けられます

所得区分	入院時及び世帯単位の 自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食当たり)	
一般	40,200円 (44,400円)	260円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に 90日を越える入院	160円
低所得Ⅰ	15,000円	100円	



※()内は平成18年10月より適用

<国民健康保険被保険者の場合>

◆手続きに必要なもの◆

国民健康保険被保険者証・印鑑

※他市区町村から転入されてきた方は「所得証明書（または住民税非課税証明書）」

該当されると入院中の食事代の減額が受けられます（右表参照）

所得区分		入院時の食事代 (1食当たり)
住民税課税世帯		260円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	210円
	過去12カ月以内に 90日を越える入院	160円

◆問合せ先◆ 町民課 国保老人保健係 ☎84-2111(内線171・172)

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～ 平成18年度 総合健康診査のお知らせ ～

1. 日 程

検診日程	場 所	受 付 時 間	定 員
7月24日(月)	保 健 セ ン タ ー	午前7:00～7:30	50名
		8:00～8:30	50名
		9:00～9:30	50名
7月25日(火)	保 健 セ ン タ ー	午前7:00～7:30	50名
		8:00～8:30	50名
		9:00～9:30	50名
7月26日(水)	つ つ み 会 館	午前7:00～7:30	50名
		8:00～8:30	50名
		9:00～9:30	50名
7月27日(木)	第 2 分 館 (福祉センター隣)	午前7:00～7:30	50名
		8:00～8:30	50名
		9:00～9:30	50名

2. 検 査 内 容

検 診 名	対 象	料 金	備 考
結 核 検 診	16歳以上の方	無 料	
肺 が ん 検 診	40歳以上の方	無 料	必要な方に喀痰検査(料金1,300円)
基 本 健 康 診 査	18歳以上の方	無 料	
前立腺がん検診	50～65歳の男性で希望者	2,000円	
胃 が ん 検 診	40歳以上の方	1,000円	
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の方	500円	

※こちらで指定された年齢の方には肝炎ウイルス検診が追加されます。

※今回の健診は総合健診ですので、がん検診を受ける方が対象となります。基本健診のみを希望される方は、12月の定期健診にお申し込みください。

※**65歳未満の方**は、がん検診を同時に受ける方が対象になります。

※**65歳以上の方**には、介護予防の観点から『生活機能評価』に関する検査やチェックを行いますので積極的に申し込んでください。(基本検診のみの受付も可能です。)

3. 申 込 方 法

7月14日(金)までに保健センターに電話でお申し込みください。

その際、地区、氏名、生年月日、住所、電話番号、健診内容等を伺います。

※集団健診ですので例年とおり、多少時間がかかりますのでご了承ください。

★ 稲敷地域小児救急輪番制(休日夜間診療)当番医 (H18年6月～8月)

曜 日	時 間	医 療 機 関
月	18:00～21:00	牛久愛和総合病院(☎029-873-3111)
火	18:00～21:00	東京医科大学霞ヶ浦病院(☎029-887-1161)
水	18:00～21:00	牛久愛和総合病院(☎029-873-3111)
木	18:00～21:00	龍ヶ崎済生会病院(☎0297-63-7111)
金	18:00～21:00	東京医科大学霞ヶ浦病院(☎029-887-1161)
日	9:00～12:00	東京医科大学霞ヶ浦病院(☎029-887-1161)
	12:00～15:00	龍ヶ崎済生会病院(☎0297-63-7111)

※救急外来は応急処置が基本のため、処方原則1日分です。なるべく昼間の診療時間に受診してください。

土曜日の当番医はありませんので、ご注意ください。また、上記以外にも休日夜間診療を行っている医療機関があります。かかりつけ医等の状況を把握しておきましょう。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は 84-3682

あなたの声をお聞かせください

介護保険運営協議会委員募集

町では、介護保険事業の適正で円滑な推進を図るため、介護保険事業に関する意見や提案をいただく、河内町介護保険運営協議会委員（住民代表）を次のとおり募集いたします。

◆活動内容

- ・運営協議会への出席（協議会は年2～3回程度で、出席いただいた際は報酬を支給します。）
- ・介護保険に関する意見や提案
- ・介護保険事業計画の策定・改訂に関すること

◆募集人員 2名

◆任 期 委嘱の日から約2年間

◆応募資格

- ・河内町にお住まいで介護保険に関心をお持ちの20歳以上の方
- ・公務員・議会議員・福祉団体職員等でない方

◆応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募の理由（400字詰め原稿用紙2枚程度）を記入の上、封書でお申込ください。

◆募集期限 平成18年7月3日(月)

◆申 込 ・ 〒300-1392 河内町源清田1183

問合せ先 河内町役場町民課介護保険係 ☎84-2111(内線173)

※募集人員を超えての応募があった場合には、応募理由等を考慮して選考させていただきます。

俳句

かわち俳句会

囀や老いのたわごとかき消して

読まさるる絵本幾度や夕薄暑

喜寿今や老いにはあらず藤の花

一山を吾もの顔に囀りぬ

白藤や妖しく揺れる街路灯

短かめに髪を整え薄暑かな

囀やこの掌と共に六十年

囀に大空近くなりけり

裏山のウオーキングや百千鳥

囀の天より落ちる利根河原

度たびの病にかちて薄暑かな

石楠花の花に見惚れて暫しの間

八十路坂髪もうすれて薄暑かな

吾れ此処に居ると囀づる藪の中

思い出はいい事ばかり遠蛙

短歌

かわち短歌会

泳ぐ鯉尾につかまりて幼子が鯉を見上げて飛び乗るごとし

君にもらひし蕾の梅の一枝を厨に飾れば優しく匂ふ

木れんの大輪の花みな落ちて風にゆられる葉のみさびしき

いざなへる佳人にと惑ふ吾二十才惜しかりと今に憶ふ折ふし

畔にいて育苗の箱を手渡して若草の妻田植えデビュース

息子らと居て心満たせぬ刻のあり缶コーヒをひとりで飲みぬ

風を切り天に届かむと泳ぐ鯉過疎の村にも活気が満ちる

人並みに暮したかりきあの頃のセピア色して蘇りくる夜

(生板)

青山 庄 青 久 山 郡 石
木 田 司 野 松 口 玉 山
マサ 登 清 浩 かげ 翠 候
保 千 一 洋 郎 江

遠藤 正雄

橋爪 かん

寺田 節子

大野 志げ子

津根 としお

川口 ふく

大関 さと

田沼 和子

田中 康夫

石塚 たかよし

飯島 ヨシノ

吉田 四郎

大塚 一重

若泉 栄治

鴻野 たけ

飼い主のルールとマナー

あなたの犬は、ご近所から好かれていますか？

犬に噛まれる！畑を荒らす！「ふん」の放置！などの苦情が多く飼い主のモラルが問われています。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

🐾 環境美化につとめましょう

愛犬の「ふん」の始末は飼い主の義務です。公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

🐾 犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。必ずつないで飼いましょう。犬の運動は、飼い主も一緒に引き綱をつけて行いましょう。



🐾 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後3か月以上の犬には「登録」「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

- ・「登録」は犬の生涯に1回です。（登録すると「鑑札」が交付されます。）
- ・「狂犬病予防注射」は、毎年1回です。（「注射済票」が交付されます。）

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときには町への届出が必要です。

※狂犬病とはどんな病気？

症状は、発熱、頭痛、全身倦怠、嘔吐などの症状で始まり、ついで、筋肉の緊張、幻覚、けいれん、などが起き発症したらほぼ100%死亡というとても恐ろしい病気です。日本では、昭和32年以降は発生していませんが、現在も世界各国では多くの人や動物が狂犬病で命を落としています。

🐾 犬の脱出を防いで、迷子をなくしましょう

飼い主宅を脱出した犬は飼い主の知らないところで迷惑をかけています。また、交通事故にあってケガをしたり、死亡することがあります。迷子になって飼い主のもとへ帰れない犬も数多くあります。

- ・脱出防止……クサリやオリの点検を！
- ・迷子の防止…首輪に「注射済票」などをつけたり、電話番号を書いておく！

🐾 小さな命、大切に！捨て犬はやめましょう

「捨て犬」をする行為はみんなの迷惑です。捨てないで新しい飼い主を見つけるか茨城県動物指導センター（☎0296-72-1200）に相談してください。

🐾 飼い犬による「ガみつき事故」をなくしましょう

飼い犬が人に危害（人を噛んだなど）を加えた場合は、届出が必要です。茨城県動物指導センターにご連絡ください。

◆問合せ先◆ 都市整備課 環境衛生係 ☎84-2921（内線18）

秋の収穫が待ち遠しい!!

ふるさとかわち

『田植え体験祭』・『7周年感謝セール』



慣れない足元を気にしながら田植えをする子どもたち



5月13日、自然と人とのふれあいを深めようと「田植え体験祭」（株ふるさとかわち主催）が開催されました。当日は、あいにくの雨模様のなか、町内をはじめ近隣市町村や首都圏から約300名が参加し、慣れない足元を気にしながらも田植え体験を満喫しました。参加者の中には、早くも秋の収穫を楽しみにしている人もたくさんいました。

また、5月20日、21日には、直販センターふるさとかわち開店7周年感謝セールも開催され、両日ともに、新鮮な野菜や特売品を求めて多くのお客様で賑わいました。

都内の小学生が田植えを体験

5月22日、江戸川区西小岩小学校の児童が河内町を訪れ、社会科見学を兼ね田植えに挑戦しました。

初めて体験する田植えに最初は戸惑っている児童もいましたが、次第に笑顔で苗を植えていました。当日は、天気にも恵まれて田植え体験終了後にはふれあい公園で、ほ場を提供してくれた山本太一さん（堤）方から、児童の皆さんにおにぎりが配られ、みんな笑顔でほおばっていました。



女性消防団が1日訓練

5月28日、河内町消防団第15分団（女性消防団）が1日訓練を行いました。午前中に稲敷・阿見応急手当ボランティア員、龍ヶ崎消防署河内出張所職員によるAED（自動体外式除細動器）を含んだ救命講習を受け、午後からは町消防団本部員の指導で規律・基礎訓練を行いました。救命講習会では、人形（レサシアン）を使って実践的な訓練も行われ団員は指導員の話を真剣な表情で聞きながら熱心に取り組んでいました。



身近な出来事や地元の話題をおよせください。 総務課 TEL 84-2111 (内線125)



生活

公売で電話が買えます

当県税事務所では、電話加入権の公売を毎月25日頃に実施しております。お気軽にお問い合わせください。

どなたでも簡単に参加できます。

◆問合せ先

稲敷県税事務所 収税課

TEL 029-892-6115

茨城県高齢者総合相談センターをご利用ください

高齢者やその家族がかかえる福祉・保健・医療などにかかる生活一般相談および法律・年金・税金・医療・認知症介護の各種専門相談を行って

ます。

また、就労のあつせんなどの職業相談も行っておりますので、ご利用ください。相談は無料です。

◆日時

①生活一般相談：年末年始および休館日（10月10日）を除く毎日 9時～17時

②専門相談（法律・年金・税金・認知症介護）：電話により相談日を決めて、専門家がお応えします。

③職業相談：月々金曜日

9時～16時

◆場所

茨城県高齢者総合相談センター 水戸市千波町1918

（茨城県総合福祉会館2階）

◆問合せ先 茨城県高齢者総合相談センター

TEL 029-243-8822

FAX 029-244-4652

6月の納税

- ◆ 町 県 民 税 1 期 ◆
- ◆ 国民健康保険税 2 期 ◆
- ◆ 介護保険料 2 期 ◆

徴収日は6月30日です

大好きいばらき

就職面接会のお知らせ

大学・短大・専修学校等の平成19年3月卒業予定者及び卒業後1～2年で、就職の決まっていない方々を対象に「大好きいばらき就職面接会」を開催します。

当日は、県内の企業（120社予定）が参加し採用選考を行うことになっておりますので、履歴書を複数持参のうえ、ご参加ください。車での来場はご遠慮願います。事前の参加申し込みは不要です。

○日時・会場

平成18年6月26日（月）

13時～16時（受付12時～15時）

ホテルレイクビュー水戸

（水戸市宮町1-6-1）

平成18年6月29日（木）

13時～16時（受付12時～15時）

ホテルグランド東雲

（つくば市小野崎488-1）

○主催

茨城県・茨城労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

○問合せ先

茨城県商工労働部労働政策課

TEL 029-301-3645

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rosei/index.html

※参加予定企業については、平成18年6月12日以降、右記労働政策課ホームページにてご覧になれます。

くーりんプラザ・龍内に環境学習コーナーを開設します

くーりんプラザ・龍「展示ホール」内に、新しく環境学習コーナーを開設します。展示品の見学だけでなく、図書、ビデオ、パソコンを使って環境学習を行ったり、ペットボトルなどの資源物を利用してリサイクル工作などを楽しんだりできるようにしています。小中学生の、夏休みの自由研究や工作などにもご利用ください。なお、小学生以下のお子様は保護者同伴でご利用

用ください。

◆利用開始日

7月10日（月）から

◆開館時間

月曜日から土曜日

9時～12時及び13時～16時

◆閉館日

日曜・祝祭日及び年末年始

◆問合せ先

龍ヶ崎地方塵芥処理組合施設課管理係

TEL 0297-60-1777

募集

茨城県高等学校等奨学生を募集します

県では高校生等を対象とした平成18年度の奨学生を募集します。

◆主な出願資格

・県内に居住するものの子であること

・勉強意欲があること

・学資の支弁が困難であること（収入基準あり）

・高校、高専1～5年

◆募集人員 140人

◆貸与月額

・国公立高校等

自宅通学 18,000円

自宅外通学 23・000円
・私立高校等

自宅通学 30・000円
自宅外通学 35・000円

◆申請手続

申請希望者は、在学している学校から申請用紙等の交付を受け、奨学資金貸与申請書に必要事項を記入の上、在学校に提出してください。

◆出願期限

6月30日（金）（各学校への提出期限は各校が定めていますので注意してください。）

◆その他

・日本学生支援機構奨学金との併用はできません

・奨学資金は無利息で、貸与修了月から6カ月据置後、20年以内に半年賦または年賦により返還していただきます。

◆問合せ先

県高校教育課

TEL 029-301-5245

FAX 029-301-5269

http://www.edu.pref.ibaraki.jp/
aki.jp/

裁判所事務官Ⅲ種試験

◆受付期間

7月10日～7月18日まで

◆受験資格

昭和60年4月2日～平成元年4月1日まで生まれた者

◆第一次試験日

9月10日（日）

◆第一次試験科目

教養・適性試験（択一式）
作文試験

◆第二次試験日

10月中旬～10月下旬

◆第二次試験科目

口述試験（個別面接）

◆問合せ先

水戸地方裁判所事務局総務課
課人事第一係

TEL 029-224-8417

http://www.courts.go.jp/

放送大学

二期生の学生を募集

放送大学は、今年度の第二学期（10月入学）の学生を募集しています。放送大学はテレビ・ラジオによる授業と面接授業を受けて単位を修得する通信制の大学で、教養学部と大学院があります。

○募集学生の種類

―教養学部―

・科目履修生（6カ月在学し、希望する科目を履修）
・選科履修生（1年間在学し、

希望する科目を履修）

・全科履修生（4年以上在学し、学士の学位を習得を目指す）

―大学院―

・修士科目生（6カ月在学し、希望する科目を履修）

・修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

どちらも入学試験はありません。

○募集要項の請求方法

電話、はがき等で請求できます。（無料送付）

○願書受付期間

8月15日（木）まで

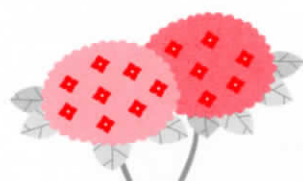
○問合せ先

放送大学茨城学習センター
〒310-0006
水戸市文京2-1-1

（茨城大学キャンパス内）

TEL 029-228-0683

FAX 029-228-0685



地上アナログテレビ 放送終了のお知らせ

現在、皆さんが視聴されている地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了いたします。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには

- ①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える。
- ②地上デジタルチューナーを買い足す
- ③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する。

地上デジタルテレビ放送に関する相談、お問合せは、下記へお願いします。

◆問合せ先◆

・受信相談／総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

☎0570-07-0101

・視聴エリア／地上デジタル放送推進協会

HP <http://www.d-pa.or.jp>

くりんプラザ・龍 夏休み親子陶芸体験教室

夏休みの思い出に、親子でカップやマグカップを作ってみませんか。

日 時：7月22日、8月12日各土曜日

（午前9時～12時）

会 場：くりんプラザ・龍内陶芸工房

対 象：2日間とも参加できる河内町・龍ヶ崎市・利根町在住で小・中学生のお子さんをもつ親子（2人1組）20組

講 師：陶芸クラブどんぐり 佐藤房雄先生

費 用：材料費として1組250円

持ち物：タオル・エプロン・上履きまたはスリッパ

申 込：7月10日～21日（午前9時～16時）

電話または窓口でお申込ください。

（土日祝除）

定員になり次第締切いたします。

問合せ：龍ヶ崎地方塵芥処理組合施設課（くりんプラザ・龍内） ☎60-1777

◆ 定 例 相 談 ◆

心配ごと相談

日 時 7月3日(月) 午前10時～正午
7月18日(火) 午前10時～午後3時
場 所 公民館第2分館(7月3日)
つつみ会館(7月18日)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場 所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 ㈱ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故5月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 4件(－7)(31)
死者数 0人(±0)(0)
負傷者数 9人(－6)(41)
竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸 籍 の 窓 ◆

おめでた 8人
おくやみ 11人
転 入 16人
転 出 25人

◆ 人 口 ・ 世 帯 ◆

平成18年6月1日現在

人 口 11,243人(－12)
男 5,557人(－1)
女 5,686人(－11)
世帯数 3,410世帯(+3)

◆ TELガイド ◆

役 場	☎84-2111 FAX 84-4357	教育委員会 事務局	学校教育G 生涯学習G	☎84-3322 ☎84-2843 (公民館)
都 市	上下水道G	☎84-2361	福 祉 セ ン タ ー	☎84-3699
整 備 課	建設環境G	☎84-2921	保 健 セ ン タ ー	☎84-4486
つつみ会館	☎86-3740	給 食 セ ン タ ー	☎84-2845	
地域包括支援センター	☎60-4071	防 災 か わ ち (音声案内)	☎84-2212	

◆ 休日診療当番医(7月) ◆

	稲敷・ 河内地区	龍ヶ崎地区	
		内 科	外 科
2日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	池田病院 ☎64-1152	飯野クリニック ☎60-2323
9日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	村井医院 ☎62-3380	牛尾病院 ☎66-6111
16日	本橋医院 ☎029-892-2308	若松内科胃腸科医院 ☎64-0533	いがらしクリニック ☎62-0936
17日	古橋医院 ☎029-978-3770	鴻巣クリニック ☎61-0151	西新道外科医院 ☎62-0855
23日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	さくらクリニック ☎65-1211	野村医院 ☎62-6561
30日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	山村医院 ☎66-0555	いしかわクリニック ☎62-0378

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

◆ ごみ収集日(7月) ◆

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	11・25	C地区	4・18	A地区	8	C地区	22
B地区	6・20	D地区	13・27	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			7月中の予約→8月5日			

広 報

かわち

平成18年6月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>